

里帰り先等で産後ケア事業を利用した場合の助成について

磐田市に住民票があるお母さんとお子さんが、里帰り等の事情により、磐田市が契約している施設以外で産後ケア事業を利用した場合、自費で支払った費用の一部を払い戻します。

●対象の方●

利用日に磐田市に住民票がある出産後1年未満のお母さんとお子さんで、下記に該当する方

- ・令和7年4月1日以降に、磐田市が契約している施設以外で産後ケアを受けた方
- ・ケアを受ける前に利用申請をし、産後ケア事業利用承認決定通知書を受け取った方

●助成回数●

磐田市が契約している施設で使った回数と合わせて、
宿泊型は通算7日、通所型（1日・半日）と訪問型は合わせて4回まで

●助成金額●

利用料の8割

※利用料に含まれない別途料金（オムツ代やガソリン代、キャンセル料等）は助成対象外です。

※利用者負担額に100円未満の端数が生じたときは、市が端数を負担します。

※市民税非課税世帯や生活保護受給世帯の方の利用料金、多胎児加算（多胎の場合の乳児1人あたりの追加料金）については、全額を助成します。

※ただし、助成額には上限があります。下記の公費負担上限額表をご確認ください。

●公費負担上限額表●

	区分	公費負担上限額
市民税課税世帯	宿泊型	26,400円
	通所型（1日）	16,000円
	通所型（半日）	8,000円
	訪問型	8,000円
市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	宿泊型	33,000円
	通所型（1日）	20,000円
	通所型（半日）	10,000円
	訪問型	10,000円
多胎児加算	宿泊型	15,000円
	通所型（1日）	9,100円
	通所型（半日）	5,000円
	訪問型	4,600円

● 利用までの流れ ●



①申請

左記の二次元コードより、電子申請を行ってください。



申請はこちら

電子申請が難しい方は、こども若者家庭センター窓口（iプラザ2階）でも申請することができます。
※審査に時間がかかるため、お早目にご申請ください。

②利用決定

審査の結果、利用が決定しましたら、市から「産後ケア事業利用承認決定通知書」を送付します。

③事前相談

利用予定の施設へ「産後ケア事業利用承認決定通知書」「実施施設への案内文」「産後ケア事業実施報告書」の3点を渡し、案内文の内容で対応できるかどうかを利用前に確認してください。

④利用

利用当日、産後ケア事業を利用します。

⑤支払い

利用終了時、利用料の全額を支払い、利用施設から記入済の「産後ケア事業利用承認決定通知書」「産後ケア事業実施報告書」「領収証や診療明細書等」を受けとってください。

● 利用後の申請方法 ●

こども若者家庭センター窓口（iプラザ2階）で払い戻しの申請ができます。
申請に基づき、対象と認められた場合は、指定された口座に助成金額を振り込みます。

申請期間

利用日から1年以内

持ち物

- ・産後ケア事業利用承認決定通知書
- ・産後ケア事業実施報告書
- ・領収証や診療明細書等
- ・本人名義の振込先のわかるもの（ゆうちょ銀行の場合は、通帳を持参）
- ・里帰り等産後ケア事業利用料補助金交付申請書（窓口でお渡しします。）

その他

助成決定後、助成金額等を文書にて通知します。
振り込みまで2か月程度お時間をいただきます。



磐田市ホームページ
(産後ケア事業のご案内) 里帰り先で
利用を希望される方へ



【問い合わせ】

磐田市こども若者家庭センター 子育てサポートグループ
〒438-0077 磐田市国府台57-7
TEL 0538-37-2012 FAX 0538-37-2812

